

畜産環境対策総合支援事業
(畜産堆肥流通体制支援事業を除く)

Q & A (未定稿)

令和7年1月6日改訂版

注：Q & Aは、現時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

【総論】・・・P1

- (問1) 本事業の趣旨について教えてください。
- (問2) 事業の対象となる畜種に制限はありますか。
- (問3) 本事業は、複数年度に渡る事業実施計画を承認することはできますか。
- (問4) 事業メニューのうち、1つだけを実施することは可能ですか。
- (問5) 高品質な堆肥とはどのような堆肥ですか。

【事業実施主体】・・・P2

- (問1) 事業実施主体となり得る協議会は、どのような構成員で組織したらよいですか。
- (問2) 協議会として認められる地域の範囲はどこまでですか。
- (問3) 協議会は畜種ごとに設立する必要がありますか。
- (問4) 協議会はどのくらいの期間継続する必要がありますか。事業が完了したら解散してもよいですか。
- (問5) 協議会の設立に当たっては、どのような規約等を整備すれば良いですか。
- (問6) 畜産クラスター協議会は事業実施主体になれますか。畜産クラスター協議会で実施する場合、畜産クラスター計画の変更や提出が必要ですか。
- (問7) 共同利用施設を支援の対象とする場合にあっては、施設の設置者を事業実施主体とすることができるとされていますが、具体的にはどのような施設が想定されますか。

【取組主体】・・・P3

- (問1) 取組主体となれる者を教えてください。
- (問2) 耕種農家は取組主体になることができますか。
- (問3) 自らが畜産を営んでいない場合も、取組主体になることができますか。
- (問4) 取組主体が「畜産を営む者であって、生産した堆肥等を利用することに対し、国の事業から補助金の交付を受けている又は受ける予定である場合」は補助対象としないとありますが、具体例を教えてください。
- (問5) 取組主体の要件にある、配合飼料価格安定制度加入の確認はどのように、どのタイミングで行えばよいですか。加入していない場合は、取組主体となれませんか。

【業実施計画】・・・P4～5

- (問1) 事業実施計画にはどのような内容を記載すればよいですか。
- (問2) 事業実施計画において、取組主体はどのような役割を果たすべきですか。
- (問3) 複数の者が取組主体として位置づけられても良いですか。
- (問4) 事業実施計画の進捗について検証作業は必要ですか。
- (問5) 家畜排せつ物法に基づく都道府県計画との関係を教えてください。
- (問6) 国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等に確実に加入することとされていますが、加入したことの確認はどのように行うのですか。
- (問7) 協議会の構成員が複数の都道府県に所在する場合、どこに事業実施計画を提出すればよいですか。

- (問8) 本事業を活用して生産した堆肥を同一地域内の畜産農家に販売する事業計画や目標は、事業趣旨に合いますか。
- (問9) 事業実施計画書に記載する堆肥の販売先との連携については、どの程度具体的な内容を求められますか。また、連携先について、特定の事業者名まで明記する必要がありますか。
- (問10) 生産した堆肥は、利用者に直接販売する予定ですが、堆肥の販売先との連携には、必ず肥料製造事業者を位置付ける必要がありますか。
- (問11) 事業着手後に、堆肥の販売先の変更等により、連携が履行できなくなった場合には、どのような手続きが必要ですか。
- (問12) 事業実施計画書に記載する肥料法の登録又は届出状況（見込み）等は、現状として届出（又は登録）しておらず、また、見込みもない場合、空欄でもよいですか。
- (問13) 工程上単年度での事業完了が不可能である場合に限り、複数年度に渡る事業実施計画書を作成できるとされていますが、具体的にはどのような事業が複数年度事業として認められますか。
- (問14) 複数年度にわたる事業実施計画書を作成する際の、成果目標年度はいつになりますか。
- (問15) 複数年度にわたる事業実施計画書を作成する際、事業計画書の内容や事業費、国庫補助金の額は、どのように記載すればよいですか。

【成果目標】・・・P6～10

- (問1) 成果目標はいつまでに達成しなければいけませんか。
- (問2) 稲わら等と堆肥の物々交換は販売に含まれるのでしょうか。
- (問3) 自家ほ場への散布は販売に含まれるのでしょうか。
- (問4) 家畜排せつ物の一部を産業廃棄物として廃棄している場合、その量を堆肥生産量に含める必要がありますか。
- (問5) 「販売量の10ポイント以上の増加」とはどういう意味ですか。
- (問6) 成果目標にある、肥料業者とはどのような事業者ですか。
- (問7) 「肥料業者への販売量の割合の10ポイント以上の増加」とはどういう意味ですか。
- (問8) 飼養規模の拡大等により目標年度における堆肥生産量が増加する場合、成果目標はどのように計算すれば良いですか。
- (問9) 取組主体が市町村や農業協同組合等が管理する堆肥センターであり、協議会に複数戸の畜産農家が参加している場合は、どのような成果目標を立てることになりますか。
- (問10) 申請時点において堆肥生産量の90%を超えて販売している場合は、「販売量の10ポイント以上の増加」という成果目標を立てられないのではないのでしょうか。
- (問11) 申請時点で堆肥生産量の100%を販売し、施設の能力から生産量の増加も難しい場合、「堆肥又は夜尿の生産量に占める肥料業者への販売量の割合の10ポイント以上の増加」という成果目標をどのように作成すればよいですか。

- (問12) 家畜排せつ物の処理量は変わらないが、堆肥の高品質やペレット化により腐熟が進み含水率も低下することで重量が減少し堆肥の生産量が減少してしまう場合、どのように成果目標を作成すればよいですか。
- (問13) 臭気指数の測定は、測定機器等による簡易な測定でも良いですか。
- (問14) 脱臭施設の整備を検討していますが、臭気指数の規制もされておらず、現状値が分からない場合、どのように事業計画を作成するのでしょうか。
- (問15) 飼養方法の変更により、新たに汚水処理施設を整備する場合、現状値はどのように設定するのでしょうか。
- (問16) 事業計画において複数の取組を実施する場合は、取組に対応した成果目標を設定することとありますが、具体的にどのような場合ですか。
- (問17) 密閉型堆肥化装置（縦型コンポスト）と一体的に脱臭装置を整備する場合は、複数の取組を実施することに該当しますか。
- (問18) 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業の成果目標である「事業実施効果として、協議会における堆肥等の生産量又は使用量を増加させる計画を自ら設定すること」については、どれくらい増加する計画であることが求められますか。

【補助対象】・・・P11～13

- (問1) どのような施設が対象になりますか。
- (問2) 基準事業費及び特任事業費の考え方を教えてください。
- (問3) 密閉型堆肥化処理装置を導入する場合の基準事業費の考え方を教えてください。
- (問4) 家畜排せつ物の焼却施設や炭化施設は対象になりますか。

- (問5) 家畜排せつ物を原料とするバイオガスプラントは対象になりますか。プラントから出る固形分（堆肥）を高品質化する取組は対象になりますか。
- (問6) ビニールハウスのような堆肥舎は、施設整備の対象になりますか。また、ビニールの張替えは補助対象となりますか。
- (問7) 既存建屋への堆肥造粒機などの設備導入は補助対象になりますか。
- (問8) 「施設等と一体的に整備する設備」とは、どのような設備ですか。
- (問9) 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業で補助対象となる「堆肥造粒機等」とは、どのような機械ですか。
- (問10) フロントローダーやトラック、マニュアルスプレッダは補助対象になりますか。
- (問11) 「家畜排せつ物等焼却ボイラー施設等及び一体的に整備する附帯設備」とは、どのような施設ですか。
- (問12) 酪農のパーラー排水処理施設は対象になりますか。
- (問13) 既存施設の撤去費用は対象になりますか。
- (問14) 施設としてエプロン（コンクリート敷き）は対象になりますか。
- (問15) 高度な畜産環境対策を実施するための汚水処理施設とはどのような施設ですか。PR版で例示している外付け型膜分離装置の他に想定している取組はありますか。
- (問16) 「堆肥を肥料業者に販売するために必要な経費」の対象を具体的に教えてください。
- (問17) 取組主体と肥料業者の長期利用供給協定等とはどのようなものですか。また長期とはどのくらいの期間ですか。

(問18) 堆肥を活用した飼料により生産された畜産物のブランド化や異なる畜種間の連携による飼料生産の際の化学肥料の使用量低減の取組は、補助対象となりますか。また、どのような費用が補助対象となりますか。

(問19) 汚水処理後、河川等への排水を行わない場合は、支援の対象になりますか。

(問20) 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業において、肥料の試作や栽培実証は支援対象になりますか。

(問21) 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業において、液肥配布ステーションの設置のためのタンクの購入費は支援の対象になりますか。

(問22) 畜産環境対策施設等導入支援事業において、消臭剤を散布する装置や、固液分離機など、機械装置単体での導入は支援の対象になりますか。

【補改修】・・・P14

(問1) 老朽化した施設や機械を単に更新する場合も対象になりますか。

(問2) 補改修後の施設等の耐用年数に定めはありますか。

(問3) 施設の老朽度合い等を調査し、施設の利用管理を継続して行う上で必要となる補改修の内容が分かる評価書等を事業計画書に添付することとされていますが、評価書とは具体的にどのようなものですか。また、老朽度度合い等の調査は必ず実施する必要がありますか。

(問4) 対象物件が国の補助事業で整備されたものであり、かつ、耐用年数が残っている場合、本事業で補改修することができますか。

(問5) 一般排水基準を達成していますが、機能低下している施設を本来の機能に戻すための補改修は対象になりますか。

【地域からの理解】・・・P15

(問1) 協議会への地域住民の参加は必須ですか。

(問2) 悪臭や水質汚染等について、地域住民との地域協定は必須ですか。

【クロピラリド検査体制】・・・P16～17

(問1) 研修を受講したいのですが、研修先を紹介していただけますか。

(問2) すでに検査機器を保有しています。クロピラリド検査法のみ研修をうけたいのですが、可能でしょうか。

(問3) 検査費用の支援に関し、検査を委託する際は、送料も補助対象ですか。

(問4) 検査費用の支援に関し、農家1件あたりの検査回数に上限はありますか。

(問5) 検査費用の支援に関し、耕種農家も対象ですか。

(問6) 検査機器を導入する際に設置費は補助対象ですか。

(問7) 検査機器を導入する際に保守経費は補助対象ですか。

(問8) 検査機器を導入して検査を実施する際に、検査1件あたりの料金に上限はありますか。

(問9) 検査機器を導入する際の実験室整備に関連する費用は補助対象ですか。

(問10) 導入した検査機器で、協議会メンバー以外の堆肥のクロピラリド濃度を分析してよいでしょうか。

(問11) 本事業で導入した検査機器で、クロピラリド以外も分析してよいでしょうか。

(問12) 専門家への相談費用に関する支援に関し、訴訟費用も対象になりますか。

(問13) 専門家への相談費用に関する支援に関し、耕種農家も補助対象になりますか。

(問14) 専門家への相談費用に関する支援に関し、実際にこの費用が必要になるかは予想できません。どのように事業実施計画を作成すればよいでしょうか。

(問15) 成果目標はどのようなものとすればよいのでしょうか。

【リース導入】・・・P17

(問1) どのような施設や機械がリースの対象になりますか。

(問2) 貸付終了後の所有権はどうなりますか。

(問3) 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業において、設置工事が必要な機械をリース導入する場合は（ペレットマシンの導入や攪拌機の設置等）、運搬や設置工事費は補助の対象になりますか。

(問4) リース事業者に支払う、利息や保険料は支援の対象になりますか。

【マッチングチームの構築】・・・P18

(問1) マッチングチームの構築とは、具体的にはどのような活動を行うことが求められますか。また、どのような活動が支援の対象になりますか。

(問2) マッチングチームの構成員は、どのようなメンバーが必要ですか。

(問3) 都道府県内に2つ以上のマッチングチームを設置した場合、それぞれのチームを支援対象にできますか。

(問4) マッチングチームの設置、運営とは、具体的にどのような取組が支援の対象になりますか。

(問5) 環境対策等の調査とは、具体的にどのような取組が支援の対象になりますか。

(問6) 堆肥や液肥の散布に必要な専用機械の導入は、共同利用でなくても導入できますか。

【堆肥センターの衛生対策】・・・P19

(問1) 堆肥センターの衛生対策のみ整備する場合は、支援の対象となりますか。

(問2) 堆肥センターの衛生対策に必要なマニュアルとは、具体的にどのようなものですか。

(問3) トラックスケールや車両消毒装置のみの更新は、支援の対象となりますか。

(問4) 堆肥センターの衛生対策のみ整備する場合、「堆肥を肥料業者に販売するために必要な経費」の支援対象となりますか。

【費用対効果分析】・・・P19

(問1) 地域生活環境改善効果のうち衛生水準向上効果は、事業実施前に消臭剤を散布していない場合でも算定できますか。

(問2) 地域生活環境改善効果のうち衛生水準向上効果は、事業実施前に消臭剤を散布し、事業実施後も引き続き消臭剤を散布する場合でも算定できますか。

(問3) 衛生水準向上効果のうち、薬剤散布単価はどのようにして求めればよいですか。

(問4) 地域生活環境改善効果のうち水質改善効果は、事業実施前に污水处理及び河川等への排水を行っておらず、污水处理施設を新設する場合も算定できますか。

(問5) 温室効果ガス削減効果は、どのような場合に算定できますか。

(問6) その他効果は、どのような効果を算定することができますか。

【その他】・・・P20

(問1) 採点基準における加算項目として、「みどりの食料システム法」に規定する計画の認定による加算を受けるためには、協議会構成員の全農業従事者が、同計画の認定を受けていなければならないですか。

(問2) 自給飼料生産に堆肥を利用する内容で環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている畜産農家が、認定された計画内容と異なる、堆肥を販売する目的で畜産環境対策総合支援事業を活用することは可能ですか。

(問3) 消費・安全対策交付金を活用して農場の分割管理を実施することを計画しているが、過去に畜産環境対策総合支援事業で整備又は補改修した施設や、導入した機械について、処分制限期間内にその一部を改修又は廃棄せざるを得ない場合、どのように対応すればよいですか。

総論

No.		質問	回答
総論	1	本事業の趣旨について教えてください。	本事業は、「食料安全保障強化政策大綱」や「みどりの食料システム戦略」において、温室効果ガスの排出削減や化学肥料の使用量低減等を推進していく中、持続的な畜産物生産に向け、資源循環の取組推進や畜産環境問題の解決を図り、中長期的に生産基盤を強化するための環境整備を目的としています。 具体的には、堆肥の高品質化やペレット化など、耕種農家のニーズに対応した「土づくり堆肥」の生産・流通を促進することで家畜排せつ物の地域偏在を解消する取組や、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策を実施することで、地域住民と畜産経営の混住化が進む環境においても地域から理解を得られる持続的な畜産経営を支援します。
総論	2	事業の対象となる畜種に制限はありますか。	事業の対象となる畜種は、原則として家畜排せつ物法の対象である牛、豚、鶏、馬ですが、国内肥料資源の利用拡大に資する堆肥の高品質化やペレット化などの取組については、この限りではありません。なお、畜産物の供給を目的としていない愛玩動物、狩猟鳥獣、実験動物、展示用動物、競走用動物等は対象となりません。
総論	3	本事業は、複数年度に渡る事業実施計画を承認することはできますか。	家畜排せつ物処理を継続するため、既存施設を部分的に稼働しつつ施設の増設や改修を行う必要があるなど、工程上単年度での事業完了が不可能である場合には、複数年度に渡る事業実施計画を作成することができます。ただし、次年度以降の予算を保証するものではありません。
総論	4	事業メニューのうち、1つだけを実施することは可能ですか。	本事業には以下の4つのメニューがあり、それぞれ単独でも実施することができます。ただし、事業実施主体が（1）は全国的な取組が可能な民間団体等であり、（2）から（4）は、畜産を営む者に加え、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者などのうち、2者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会になります。 各メニューの概要は以下のとおりです。 （1）畜産堆肥流通体制支援 畜産農家等が高品質堆肥の流通等に取り組むにあたっての現状や課題を分析・把握するためのコンサルタントによる改善指導等を行う取組を支援 （2）畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援 耕種農家における堆肥ニーズの把握や生産方法の検討、広域流通等の促進を図るための協議会の開催、堆肥等の成分分析、堆肥造粒機等の導入、クロピラリド検査体制の構築等を支援 （3）畜産・土づくり施設等導入支援 堆肥・液肥の高品質化・ペレット化等に係る施設等の整備・補改修を支援 （4）畜産環境関連施設等導入支援 高度な畜産環境対策に係る施設等の整備・補改修及び同施設等の整備・補改修に併せて行う臭気測定や排水の水質検査等の取組を支援
総論	5	高品質な堆肥とはどのような堆肥ですか。	堆肥に期待される効果は、土壌改良効果、肥料成分の供給など堆肥の使用目的によって異なりますが、本事業においては、耕種農家や肥料業者などのニーズに応じた堆肥の生産を支援することから、 （1）十分に好気発酵しており、悪臭や堆肥由来の病原菌・雑草、異物混入、作物への悪影響等の心配がなく、流通・散布が容易な堆肥 （2）堆肥の品質や成分が安定しており、成分分析結果の表示や使用者のニーズに応じて成分調整を行った堆肥 などを高品質な堆肥だと考えます。また、本事業では、堆肥の高品質化とともに、堆肥を化学肥料と混合することで両者の同時散布を可能にした肥料や、ペレット化により耕種農家が所有するブロードキャスターなどの散布機械で施肥できる堆肥など、耕種農家の散布労力を軽減する堆肥の生産も支援します。 なお、本事業は堆肥を耕種農家や肥料業者など他者に供給する取組を支援するものですので、「肥料の品質の確保等に関する法律」（以下、「肥料法」という。）に基づき、堆肥の生産業者、販売業者の届出（又は登録）が必要になります。届出については、事業場の所在地を所管する都道府県の肥料担当部署に問い合わせてください。

事業実施主体

No.		質問	回答
事業 実施 主体	1	事業実施主体となり得る協議会は、どのような構成員で組織したらよいですか。	本事業は、耕種農家のニーズに対応した「土づくり堆肥」の生産・販売を促進する取組や、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策を実施することで、地域から理解を得られる持続的な畜産経営の取組を支援するものです。 これらの取組には、畜産農家が単独で実施するのではなく、様々な関係者が結集・連携する体制が必要であることから、畜産を営む者に加え、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者などのうち、2者以上の異なる役割を担う者が参画する協議会であることを要件としています。 その他にも畜産経営支援組織（普及センター、畜産コンサルタント等）、その他関係者（機械メーカー、大学等の研究機関等）等が考えられます。
事業 実施 主体	2	協議会として認められる地域の範囲はどこまでですか。	本事業における「地域」は、協議会の構成員が所在する範囲又はその活動範囲と考えることが適切であり、堆肥の広域流通の取組などは、その活動範囲が市町村域や県域等を超える場合も想定されます。協議会の目的や取組内容等を踏まえて、適切な「地域」の範囲を設定してください。
事業 実施 主体	3	協議会は畜種ごとに設立する必要がありますか。	畜種別に作る必要はありません。事業実施計画においても複数畜種を対象とした計画を策定することが可能です。
事業 実施 主体	4	協議会はどのくらいの期間継続する必要がありますか。事業が完了したら解散してもよいですか。	本事業の協議会は、地域の畜産環境問題の解決し、持続的な畜産物生産に向けた生産基盤の強化を目指すための組織ですので、補助事業の実施にかかわらず、長期に渡り取組が継続されることが望まれます。 なお、本事業により施設等を整備した協議会においては、整備した施設や機械装置の財産処分制限期間が終了するまでの間は、補助金適正化法上の責務を負うことになります。
事業 実施 主体	5	協議会の設立に当たっては、どのような規約等を整備すれば良いですか。	協議会の設立に当たっては、運営を行うための事務局を設置し、組織運営に必要な規約を定め、事業の実施及び会計の手続きを適正に行うための体制を整備すること等が必要となります。 また、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意志決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法及びその責任者等を明確にした規約を定め、補助金及び事務の取扱いの責任等を明確にする必要があります。
事業 実施 主体	6	畜産クラスター協議会は事業実施主体になれますか。畜産クラスター協議会で実施する場合、畜産クラスター計画の変更や提出が必要ですか。	畜産クラスター協議会でも本事業の要件を満たしていれば、事業実施主体になることができます。 本事業を実施するに当たり、クラスター計画の提出は必要ありませんが、本事業の事業実施計画と整合性を取る必要があるかなど畜産クラスター計画の変更の要否については、認定を受けた所管の都道府県にご相談ください。
事業 実施 主体	7	共同利用施設を支援の対象とする場合にあっては、施設の設置者を事業実施主体とすることができるとされていますが、具体的にはどのような施設が想定されますか。	本事業における共同利用施設とは、堆肥センターを想定しています。

取組主体

No.		質問	回答
取組主体	1	取組主体となれる者を教えてください。	本事業の取組主体（施設等整備実施主体）は、地域の畜産環境問題の解決に向けて、自ら率先して事業実施計画に定められた取組を実践し、地域や他の畜産関係者との連携を図るなど、本事業の実施における中心的な役割を担うこととなります。このため、取組主体となれる者は、自ら畜産業を営む者や、主に協議会内の畜産農家の家畜排せつ物等を引き受けて堆肥の生産を行う者を想定しています。 具体的には、事業実施主体の構成員である次の要件を満たす者です。 (1) 畜産業を営む者 (2) 農事組合法人 (3) 農地所有適格法人 (4) 株式会社又は持分会社 (5) 特定農業団体 (6) 事業協同組合又は事業協同組合連合会 (7) 公益社団・財団法人、一般公益・社団法人 (8) 公社（地方公共団体が出資している法人） (9) 農業者が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること） (10) 農協又は農協連 (11) 地方公共団体
取組主体	2	耕種農家は取組主体になることができますか。	本事業は、畜産農家等が耕種サイドのニーズに合う堆肥を生産・販売する取組を支援するものであり、耕種農家が取組主体となって行う施設整備は、主に自家ほ場への堆肥散布を目的としていと考えられるため、本事業の取組主体にはなりません。 ただし、耕種農家であっても、農事組合法人、農地所有適格法人等の集団を組織し、主に協議会の構成員である畜産農家から発生する家畜排せつ物等を原料として堆肥を生産し、要領で定める成果目標を設定することができる場合は、取組主体となることができます。
取組主体	3	自らが畜産を営んでいない場合も、取組主体になることができますか。	地方公共団体や農業協同組合など、自らが畜産を営まない者については、主に協議会の構成員である畜産農家から発生する家畜排せつ物等を受け、耕種農家のニーズに合う堆肥として生産・販売に取り組む場合に取組主体となることができます。
取組主体	4	取組主体が「畜産を営む者であって、生産した堆肥等を利用することに対し、国の事業から補助金の交付を受けている又は受ける予定である場合」は補助対象としないとありますが、具体例を教えてください。	例えば、本事業で整備した施設において生産した堆肥を経営内の飼料作物作付地に利用すること等により、補助金の交付を受けられる事業などが考えられます。
取組主体	5	取組主体の要件にある、配合飼料価格安定制度加入の確認はどのように、どのタイミングで行えばいいですか。加入していない場合は、取組主体となれませんか。	配合飼料価格安定制度加入の確認は、事業実施計画提出時に配合飼料価格安定制度加入に関する数量契約書のコピー又は自己申告書を提出してください。加入していない場合は、提出された自己申告書を確認した上で、取組主体となれるかどうかを判断します。 なお、配合飼料価格安定制度加入要件に関する詳細なQ&Aについては、農林水産省畜産局飼料課が公表していますので、参考にしてください。 (https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l_siryo/haigou/attach/pdf/index-41.pdf)

事業実施計画

No.		質問	回答
事業 実施 計画	1	事業実施計画にはどのような内容を記載すればよいですか。	事業実施計画書の様式は、要領別記様式第2号及び第3号で定められています。 事業実施計画書には、事業の目的や成果目標、それらを達成するための協議会の組織体制や構成員の役割分担や具体的な取組内容等について記載をしていただきます。 計画の作成にあたっては、地域の現状や課題等について定量的に分析した記述を行うとともに、取組主体や他の構成員の役割分担について、どのような取組を誰と、いつ、どのような規模・方法により実施し、どのような効果が期待されるのかなど、具体的に記載してください。 また、堆肥等の販売先との連携計画や、堆肥等の成分についても記載していただきます。
事業 実施 計画	2	事業実施計画において、取組主体はどのような役割を果たすべきですか。	本事業の取組主体は、本事業により施設・機械の整備を実施する対象であり、事業の目的を達成するために中心的な役割を果たすよう自ら率先して事業実施計画に定められた取組を実施しなければなりません。 また、地域へ貢献する意志を有し、当該地域や他の畜産関係者との連携を図り、将来にわたり、経営が安定的に継続することが望まれます。
事業 実施 計画	3	複数の者が取組主体として位置づけられても良いですか	計画の目標を達成するため必要であれば、複数の者を取組主体として位置づけることが可能です。
事業 実施 計画	4	事業実施計画の進捗について検証作業は必要ですか。	本事業を実施した場合には成果目標の達成状況の報告が必要であり、達成状況により、必要に応じて指導が行われることがあります。
事業 実施 計画	5	家畜排せつ物法に基づく都道府県計画との関係を教えてください。	都道府県は、「家畜排せつ物の利用の促進に関する基本方針」に即して、家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（都道府県計画）を策定しています。 本事業は、地域における家畜排せつ物の利用促進を目的としており、その実施に当たっては、都道府県計画との整合性が高い取組である方がより効果的であり、公益性も高い取組であると考えられます。 このため、採択に当たっては、事業実施計画と都道府県計画の整合性が採点の対象となっています。
事業 実施 計画	6	国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等に確実に加入することとされていますが、加入したことの確認はどのように行うのですか。	都道府県知事宛てに提出する交付申請書に、共済又は保険等への加入に関する誓約書を添付することとします。 さらに、事業実績報告書及び評価報告書には、取組主体等の共済又は保険等への加入状況が分かる書類の写しを添付することとします。 なお、本事業により整備した施設等が天災等により被災した場合であって、本対策による被災施設に対する支援を目的とした対策が講じられる場合には、被災時点で共済又は保険等への加入が確認されない限り、同対策に基づく支援を受けることができない場合があります。
事業 実施 計画	7	協議会の構成員が複数の都道府県に所在する場合、どこに事業実施計画を提出すればよいですか。	取組主体が施設等整備を行う予定地が所在する都道府県に事業実施計画を提出することになります。 なお、協議会の開催等のみ実施し、施設等整備を行わないため取組主体が存在しない場合は、協議会の構成員である畜産農家が所在する都道府県に提出をしてください。
事業 実施 計画	8	本事業を活用して生産した堆肥を同一地域内の畜産農家に販売する事業計画や目標は、事業趣旨に合いますか。	本事業（特に畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業及び畜産・土づくり施設等導入支援事業）は耕種農家のニーズに対応した堆肥の生産・流通の促進を趣旨としています。 同一地域内の畜産農家のみに販売する場合、同趣旨に合致する流通の促進、販路の拡大とならないのではないかと考えます。 そのため、肥料業者や耕種農家など畜産農家以外の者にも堆肥を販売すること等により事業趣旨と整合性が取れた事業実施計画を検討いただく必要があります。

事業実施計画

No.		質問	回答
事業 実施 計画	9	事業実施計画書に記載する堆肥の販売先との連携については、どの程度具体的な内容を求められますか。また、連携先について、特定の事業者名まで明記する必要がありますか。	本事業は、堆肥の販売先のニーズに沿った堆肥の高品質化・ペレット化の取組を支援するものであり、また、成果目標は堆肥の販売割合の増加となっていますので、事業実施計画書作成の段階で販売先が明確になっている場合、具体的に記載してください。 不特定多数の者に堆肥を販売する予定である場合、必ずしも特定の事業者名まで明記する必要はありませんが、例えば、〇〇地域の農協など、少なくとも想定している対象地域等を記載してください。
事業 実施 計画	10	生産した堆肥は、利用者に直接販売する予定ですが、堆肥の販売先との連携には、必ず肥料製造事業者を位置付ける必要がありますか。	生産した堆肥を直接利用者に販売する場合、堆肥生産者は、肥料原料供給事業者と肥料製造事業者を兼ねていますので、肥料製造事業者を記載する必要はありません。
事業 実施 計画	11	事業着手後に、堆肥の販売先の変更等により、連携が履行できなくなった場合には、どのような手続きが必要ですか。	堆肥の販売先との連携計画は、事業実施計画書の申請にあたり、関係者間で内容を十分に調整の上、実現可能な計画を作成することとしてください。 万が一、事業実施主体の責に帰さない事由により、事業着手後に計画通り履行できなくなった場合は、成果目標の達成に支障をきたさないよう、新たな販売先を確保するとともに、実績報告提出時に、変更後の新たな販売先への販売計画又は実績を提出してください。
事業 実施 計画	12	事業実施計画書に記載する肥料法の登録又は届出状況（見込み）等は、現状として届出（又は登録）しておらず、また、見込みもない場合、空欄でもよいですか。	本事業は、取組主体において、肥料法に基づく届出又は登録等が行われていることが要件の1つとなっていますので、必ず記入してください。 事業実施前、取組主体が生産した堆肥等を全量自家利用している場合や、家畜排せつ物を産業廃棄物として処理している場合は、肥料法に基づく届出がありませんが、事業実施後は届出又は登録を必ず行う必要がありますので、見込みを記入してください。 事業実施前に、生産した堆肥を他者に渡している（有償・無償を問わない）にもかかわらず、肥料法の届出（又は登録）を行っていない取組主体については、本事業の支援対象となりません。
事業 実施 計画	13	工程上半年度での事業完了が不可能である場合に限り、複数年度に渡る事業実施計画書を作成できるとされていますが、具体的にはどのような事業が複数年度事業として認められますか。	工程上半年度での事業完了が不可能である場合とは、例えば、既存の堆肥舎等の補改修工事にあたり、家畜排せつ物処理を止めることができないため、既存施設を部分的に稼働しつつ施設の増設や改修を行う必要があるなど、工程上半年度で全体の事業完了が不可能である場合を想定しています。 機械の発注を当該年度に実施し、納期が次年度になるような場合は、複数年度に渡る事業実施計画に該当しません。 なお、複数年度に渡る事業計画であっても、当該年度の事業実施計画は、当該年度末までに事業（工事）が完了する内容としてください。 単一の工事が未完成（仕掛け）のまま年度をまたぐようなことがないように、工期を十分確認してください。 想定している以外の事案があれば、個別に御相談ください。
事業 実施 計画	14	複数年度にわたる事業実施計画書を作成する際の、成果目標年度はいつになりますか。	複数年度に渡る事業実施を計画している場合の成果目標年度は、事業実施最終年度（事業完了年度）の翌々年度になります。
事業 実施 計画	15	複数年度にわたる事業実施計画書を作成する際、事業計画書の内容や事業費、国庫補助金の額は、どのように記載すればよいですか。	事業の目的及び成果目標並びに年度別事業計画表は、複数年度に渡る計画を記載してください。 交付等要綱第11の交付決定に当たっては、2年目以降の交付決定を保証するものではありません。交付決定額は、あくまでも単年度の事業実施計画に関して行う必要があります。「経費の配分及び負担区分」や「施設等の整備の種類・内容」、「施設等の整備に係る経費等」等、単年度の補助金の交付決定や実績報告に必要となる項目については、当該年度の内容を記載してください。

成果目標

No.	質問	回答
成果目標	1	成果目標はいつまでに達成しなければいけませんか。
成果目標	2	稲わら等と堆肥の物々交換は販売に含まれるのでしょうか。
成果目標	3	自家ほ場への散布は販売に含まれるのでしょうか。
成果目標	4	家畜排せつ物の一部を産業廃棄物として廃棄している場合、その量を堆肥生産量に含める必要がありますか。
成果目標	5	「販売量の割合の10ポイント以上の増加」とはどういう意味ですか。
成果目標	6	成果目標にある、肥料業者とはどのような事業者ですか。

要領第5の2において、施設整備や機械導入の目標年度は事業完了年度の翌々年度、その他の取組は事業完了年度としています。

物々交換も販売として認められますが、その量を記録し、事業実施後に検証ができるよう適切に保管してください。

自家ほ場への散布は、販売に含まれません。
このため、畜産農家からコントラクター（飼料生産組織）に堆肥散布を委託する場合も販売には含まれません。

家畜排せつ物を産業廃棄物として処理する場合、地域における家畜排せつ物の滞留の原因にはなりませんので、その量を成果目標における堆肥生産量に含める必要はありません。
また、現在、堆肥化処理をしている家畜排せつ物について、事業実施にあたり、新たに産業廃棄物処理に仕向け、堆肥生産量を減少させることは認められません。

堆肥等に係る取組の成果目標は、実施要領第5の1において、「堆肥又は液肥の生産量に占める販売量の10ポイント以上の増加」と定められています。
例えば、取組主体（施設等整備の対象者）である畜産農家Aにおける年間堆肥生産量が100トンであった場合、以下のような成果目標が考えられます。

【現 状】

堆肥生産量 100トン

30トン 耕種農家に販売

70トン 自家ほ場に散布

販売割合 30トン/100トン = 30%



【成果目標】

堆肥生産量 100トン

40トン 耕種農家に販売

60トン 自家ほ場に散布

販売割合 40トン/100トン = **40%**

(10ポイント増加)

(例)

肥料業者とは、肥料の生産や販売を業としている事業者であって、畜産堆肥と化学肥料との混合製品や畜産堆肥の広域流通に積極的に取組もうとする又は取組んでいる事業者である必要があります。

成果目標

No.		質問	回答
成果 目標	7	「肥料業者への販売量の割合の10ポイント以上の増加」とはどういう意味ですか。	取組主体（施設等整備の対象者）である畜産農家Aにおける年間堆肥生産量が100トンであった場合、例えば、以下のような成果目標が考えられます。 但し、申請時点から家畜排せつ物の処理量そのものが減少することにより堆肥生産量が減少するような成果目標は認められません。 【現 状】 堆肥生産量 100トン 30トン 耕種農家に販売 70トン 自家ほ場に散布  【成果目標】 堆肥生産量 100トン 10トン 肥料業者に販売 30トン 耕種農家に販売 60トン 自家ほ場に散布 (例) 肥料業者への 販売割合 0トン/100トン=0% 販売割合10トン/100トン=10% (10ポイント増加)
	8	飼養規模の拡大等により目標年度における堆肥生産量が増加する場合、成果目標はどのように計算すれば良いですか。	飼養規模の拡大等により家畜排せつ物発生量が増加する場合、成果目標の達成状況については、増加後の堆肥生産量を用いて計算してください。 (正) ○ 【現 状】 堆肥生産量 100トン 30トン 耕種農家に販売 70トン 自家ほ場に散布  【成果目標】 堆肥生産量 120トン 60トン 耕種農家に販売 60トン 自家ほ場に散布 販売割合 30トン/100トン=30% 販売割合60トン/120トン=50% (20ポイント増加) (誤) × 【現 状】 堆肥生産量 100トン 30トン 耕種農家に販売 70トン 自家ほ場に散布  【成果目標】 堆肥生産量 120トン 60トン 耕種農家に販売 60トン 自家ほ場に散布 販売割合 30トン/100トン=30% 販売割合60トン/100トン=60% (30ポイント増加)

成果目標

No.		質問	回答
成果目標	9	取組主体である市町村や農業協同組合等が管理する堆肥センターであり、協議会に複数戸の畜産農家が参加している場合は、どのような成果目標を立てることになりますか。	取組主体である市町村や農業協同組合等が管理する堆肥センターの堆肥生産量に占める販売量の割合を10ポイント以上増加させることが成果目標となります。 なお、協議会の構成員の家畜排せつ物の発生量や一次処理堆肥の堆肥センターへの供給量、堆肥需要者のニーズや需要量の実態について現状が適切に分析され、成果目標の達成や取組の継続性が確実であること、導入する施設等の規模決定が適切であるか等を十分に検討していただく必要があります。
成果目標	10	申請時点において堆肥生産量の90%を超えて販売している場合は、「販売量の10ポイント以上の増加」という成果目標を立てられないのではないのでしょうか。	取組主体が、自ら畜産業を営む者である場合、もう一つの成果目標である「生産量に占める肥料業者への販売量の割合の10ポイント以上の増加」を選択、または、家畜の増頭などにより堆肥生産量の増加が確実に見込まれるのであれば、増加後の堆肥生産量を現状値として見なすことができます。 取組主体が、市町村や農業協同組合等の管理する堆肥センターなど自ら畜産を営む者ではない場合、現在は堆肥販売を行っていない畜産農家を新たに協議会に加え、その家畜排せつ物を引き受けるなど、堆肥生産量の増加が確実に見込まれるのであれば、増加後の堆肥生産量を現状値として見なすことができます。 (例) 【現 状】 堆肥生産量 100トン うち販売 100トン < 成果目標 > 100トン/200トン = 50% 新規農家の 参入等 【事業実施後】 堆肥生産量 200トン うち販売 150トン 150トン/200トン = 75% (25ポイント増加)
成果目標	11	申請時点で堆肥生産量の100%を販売し、施設の能力から生産量の増加も難しい場合、「堆肥又は液肥の生産量に占める肥料業者への販売量の割合の10ポイント以上の増加」という成果目標をどのように作成すればよいですか。	例えば、取組主体の年間堆肥生産量が100トンで全量を耕種農家へ販売している場合、以下のような成果目標が考えられます。 但し、申請時点から家畜排せつ物の処理量そのものが減少することにより堆肥生産量が減少するような成果目標は認められません。 (例) 【現 状】 堆肥生産量 100トン 100トン 耕種農家に販売 肥料業者への販売割合 【成果目標】 堆肥生産量 100トン 90トン 耕種農家に販売 10トン 肥料業者へ販売 肥料業者への販売割合 (10ポイント増加)

成果目標

No.		質問	回答
成果目標	12	家畜排せつ物の処理量は変わらないが、堆肥の高品質やペレット化により腐熟が進み含水率も低下することで重量が減少し堆肥の生産量が減少してしまう場合、どのように成果目標を作成すればよいですか。	家畜排せつ物の処理量は変わらないにもかかわらず、堆肥の高品質化・ペレット化処理に伴い、堆肥の含水率が低下するなどにより製品堆肥の生産量が減少してしまうことはやむを得ないと考えます。 この場合は、原料となる家畜排せつ物の処理量が減らないこととあわせて、生産量に占める販売量の割合が10ポイント以上増加する成果目標を作成してください。 【現 状】 家畜排せつ物処理量 200トン 堆肥生産量 150トン 50トン 耕種農家に販売 販売割合 $50\text{トン}/150\text{トン}=33\%$ 又は肥料業者への 販売割合 $0\text{トン}/150\text{トン}=0\%$  【成果目標】 家畜排せつ物処理量 200トン 堆肥生産量 100トン 40トン 耕種農家に販売 10トン 肥料業者に販売 販売割合 $50\text{トン}/100\text{トン}=50$ (17ポイント増加) 販売割合 $10\text{トン}/100\text{トン}=10\%$ (10ポイント増加) (例)
成果目標	13	臭気指数の測定は、測定機器等による簡易な測定でも良いですか。	臭気指数とは、悪臭防止法第2条第2項に定めるものであり、本事業においては、事業場との境界線上の臭気指数を用います。 臭気指数の測定は、公定法である嗅覚測定法（三点比較式臭袋法）により測定してください。 測定に当たっては、臭気測定を専門とする測定機関等に委託してください。近隣に測定機関等が存在しない場合、自身で採取した空気を測定機関等に送付する手法が考えられますが、風向きや建物の構造等によって、臭気が発生源から離れた場所が臭う場合もあることから、空気の採取方法についても測定機関等に指示を仰いでください。
成果目標	14	脱臭施設の整備を検討していますが、臭気指数の規制もされておらず、現状値が分からない場合、どのように事業計画を作成するのでしょうか。	要領第5の1にあるとおり、成果目標として数値目標を定めていただく必要があり、計画申請前に現状値を測定した上で臭気指数を導入している最寄りの指定地域における基準値に準じて成果目標を設定した上で、事業計画を作成していただく必要があります。
成果目標	15	飼養方法の変更により、新たに污水处理施設を整備する場合、現状値はどのように設定するのでしょうか。	污水处理施設を新設する場合の現状値については、水質汚濁防止法において、畜産業に関して設けられている暫定排水基準値を現状値として目標設定を行ってください。

成果目標

No.		質問	回答
成果 目標	16	事業計画において複数の取組を実施する場合は、取組に対応した成果目標を設定することとありますが、具体的にどのような場合ですか。	事業計画において複数の取組を実施する場合とは、畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業、畜産・土づくり施設等導入支援事業、畜産環境関連施設等導入支援事業のそれぞれで支援対象になっているメニューを組み合わせる事業を実施する場合であって、例えば、堆肥化処理施設の整備と併せて污水处理施設や脱臭施設を整備する場合等を想定しています。 (例①：スラリーを固液分離し、固分を堆肥化、液分を浄化処理する取組（堆肥化処理施設と污水处理施設の整備）。) (例②：悪臭防止のため堆肥舎等の密閉性を向上するための補改修と臭気吸引除去施設の整備と併せて堆肥ペレットマシンを導入する取組。)
成果 目標	17	密閉型堆肥化装置（縦型コンポスト）と一体的に脱臭装置を整備する場合は、複数の取組を実施することに該当しますか。	密閉型堆肥化装置（縦型コンポスト）と脱臭装置を一体的に整備する取組は、畜産・土づくり施設等導入支援事業で一体的に整備することを支援対象にしていますので、複数の取組に該当しません。
成果 目標	18	畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業の成果目標である「事業実施効果として、協議会における堆肥等の生産量又は使用量を増加させる計画を自ら設定すること」については、どれくらい増加する計画であることが求められますか。	増加の下限値は設定していませんが、本事業を実施した効果として、地域の実情に応じ、意欲的な増加計画を設定していただくことが重要です。 また、生産量、使用量、肥料成分など、事業実施後の効果検証が必ずできるようにしてください。 なお、事業内容と比較して、明らかに目標が低く設定されている場合、事業計画書の審査の段階で、見直しをお願いする場合があります。

補助対象

No.		質問	回答
補助 対象	1	どのような施設が対象になりますか。	本事業で補助の対象としている施設は、以下のとおりです。また、施設と一体的に整備する設備や機械も補助の対象になります。 ただし、以下に該当する施設であっても、地方自治体自らが所有する家畜のための施設は想定しておりません。 [堆肥関係] 堆肥化処理施設（堆肥舎、堆肥発酵施設（密閉縦型堆肥化装置及び一体的に整備する脱臭装置を含む）、乾燥施設、堆肥調整保管施設、堆肥流通施設（堆肥の流通を促進するための袋詰、ペレット化等の設備を備えた施設）等） 衛生対策設備（車両消毒施設、車両洗浄施設、トラックスケール等）ただし、複数の畜産農家から家畜排せつ物や堆肥を受け入れる堆肥化処理施設に限る。 [焼却関係] 家畜排せつ物等焼却ボイラー施設等 [液肥関係] ばっ気槽、貯留槽、スラリータンク等 [悪臭・污水関係] 污水处理施設（貯留槽、浄化処理施設、スラリータンク等） 脱臭施設
補助 対象	2	基準事業費及び特認事業費の対象経費の考え方を教えてください。	基準事業費及び特認事業費は、施設本体の建設に必要な経費を対象とし、要領別紙2の別表3の事業費構成における建物工事費及び工事雑費（代行施行の場合、代行施行管理料を除く）になります。
補助 対象	3	密閉型堆肥化処理装置を導入する場合の基準事業費の考え方を教えてください。	密閉型堆肥化処理装置を格納するために建屋を整備する場合は、建屋に基準事業費を適用してください。 密閉型堆肥化処理装置を建屋内に格納せず、基礎の上に設置する場合は、基礎部分に基準事業費を適用してください。
補助 対象	4	家畜排せつ物の焼却施設や炭化施設は対象になりますか。	家畜排せつ物等を焼却する施設を整備する場合は、焼却灰の生産量を増加させた上で、生産した焼却灰を全量肥料又は肥料原料として販売すること、販売先との長期利用供給協定等により焼却灰等の販売が継続することが確実であることを要件に、支援の対象としています。 家畜排せつ物等の炭化処理を行う施設を整備する場合は、炭化物の生産量を増加させた上で、生産した炭化物を全量肥料又は肥料原料として販売すること、販売先との長期利用供給協定等により炭化物の販売が継続することが確実であることを要件に、支援の対象としています。なお、炭化物は、利用方法が堆肥とは異なりますので、安定的な需要先が確保できるかについても十分検討していただく必要があります。 なお、焼却灰、炭化物どちらについても、肥料法に基づき届出又は登録を行うことも、要件となります。
補助 対象	5	家畜排せつ物を原料とするバイオガスプラントは対象になりますか。プラントから出る固形分（堆肥）を高品質化する取組は対象になりますか。	本事業は、家畜排せつ物の堆肥利用促進や悪臭低減・污水处理に係る環境対策の支援を目的とした事業であり、バイオガスプラント及びバイオガスプラントから発生する消化液の浄化処理等の関連施設の整備や補改修は支援の対象になりません。 なお、FIT又はFIP制度による売電を行わない場合であっても、家畜排せつ物処理に必ずしも必要のない工程に係るガス精製設備、発電設備等については、補助対象外となります。 ただし、家畜排せつ物を原料とするバイオガスプラントから出る固形分（堆肥）を高品質化し耕種農家等に販売する取組は対象になると考えますが、バイオガスプラントを他の補助事業を活用して整備している場合、その際の事業計画や成果目標等と本事業による取組との関連を整理するとともに、本事業に取組むための新たな成果目標を立てていただくなど注意が必要です。
補助 対象	6	ビニールハウスのような堆肥舎は、施設整備の対象になりますか。	施設等の整備後の耐用年数が5年以上で、かつ、国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等に確実に加入することができる施設については、補助対象となります。 なお、本事業は機能向上を伴う施設の補改修、補改修に伴って行う既存施設の原状回復は補助対象となるものの、ビニールハウスのパイプを既存よりも強いものに交換する補改修やビニールの張替えは、堆肥の高品質化に直接関係する機能向上ではないため、本事業の「機能向上を伴う施設の補改修」に該当しません。

補助対象

No.		質問	回答
補助対象	7	既存建屋への堆肥造粒機などの設備導入は補助対象になりますか。	既存建屋の補改修を伴わず、設備（機械）のみを導入する場合は、「畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業」の補助対象になります。 自動攪拌機、堆肥造粒機や袋詰め機などの設備の導入に当たり、既存建屋の補改修が必要となる場合（自動攪拌機設置のためのレール基礎の新設、造粒機設置のための床面の補強など）は、「畜産・土づくり施設等導入支援事業」の補助対象になります。既存建屋内の既存設備を撤去する取組は、既存建屋の補改修に該当しません。
補助対象	8	「施設等と一体的に整備する設備」とは、どのような設備ですか。	本事業において導入できる設備は、整備又は補改修する施設と一体的に導入するものであり、 （１）整備する施設と併せて設置すること （２）基本的な処理工程又は周辺環境への影響低減に直接かかわる施設であること （３）施設に備え付けられた後は容易に分離できないか、又は、施設で行われる処理工程のあり方に本質的に関わるものであること 等の要件を満たすものです。
補助対象	9	畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業で補助対象となる「堆肥造粒機等」とは、どのような機械ですか。	本事業で対象となる機械は、堆肥の高品質化、ペレット化や袋詰め、その他堆肥の流通を促進するために必要となるものを想定しています。このため、堆肥の高品質化に資する自動攪拌機（コンポスターナー等）、堆肥のペレット化や袋詰めに必要な機械のほか、高品質化に向けた堆肥の水分調整に必要な副資材製造機なども対象となります。
補助対象	10	畜産・土づくり施設等導入支援事業において、フロントローダーやホイールローダー、トラック、マニュアルブレッダは、補助対象になりますか。	本事業の対象となる附帯設備については、施設と一体的に整備するもので、原則として、施設に据え付けるものを想定しています。 加えて、堆肥化処理施設を整備する際に附帯する機械として、堆肥切返機（フロントローダー、ホイールローダー）、堆肥運搬車（特装しているものに限る）、堆肥散布機（マニュアルブレッダー）を補助対象としています。機械のみの導入は、補助対象としていません。 なお、導入機械には事業名や堆肥専用であることをわかりやすく表示してください。
補助対象	11	「家畜排せつ物等焼却ボイラー施設等及び一体的に整備する附帯設備」とは、どのような施設ですか。	本事業で対象となる家畜排せつ物焼却ボイラー施設等及び一体的に整備する附帯設備は、肥料又は肥料原料となる焼却灰又は炭化物の生産に必要なとなる、原料受入施設、焼却炉、炭化炉、廃熱ボイラ、脱臭設備、集塵設備、焼却灰取出施設など一連の施設整備を想定しています。 一体的に整備する場合であっても、発電やエネルギー利用など、肥料又は肥料原料の生産に必要な無い施設や設備は支援の対象となりません。
補助対象	12	酪農のパーラー排水処理施設は対象になりますか。	パーラー排水処理施設には、待機場のふん尿洗浄水も流入しますが、家畜排せつ物処理のための主たる施設とは言えないため、補助の対象にはなりません。
補助対象	13	既存施設の撤去費用は対象になりますか。	事業実施要領第6の1（5）において、原則対象外ですが、要領別表1のとおり、堆肥化処理施設等の整備又は補改修に伴い、既存施設又は設備の撤去又は原状回復を補助対象としています。ただし、成果目標の達成のために必要な最小限の範囲に限ります。
補助対象	14	施設としてエプロン（コンクリート敷き）は対象になりますか。	補助対象となる附帯設備については、施設で行われる処理工程のあり方に本質的に関わるものとしています。 エプロン部分をふん尿搬入用の通路として使用する場合、施設で行われる処理工程のあり方に本質的に関わるものとは言い難いことから、構内舗装と同様に対象とはなりません。 ただし、基礎の一部を構成する犬走りのようなものや、出入口の段差を解消するためのスロープについては、建物の一部として解釈することができます。
補助対象	15	高度な畜産環境対策を実施するための污水处理施設とはどのような施設ですか。	有機物除去を目的とした2次処理で得られた処理水以上の水質を得るための処理が可能な技術を導入した施設であり、例えば、既存浄化槽など施設の補改修を伴う膜濾過装置を設置する取組などが高度な処理になります。 その他具体的な例としては、以下のとおりです。なお、これらの例に限らず、専門家に相談する等により地域の実情を踏まえた取組を検討してください。 循環式硝化脱窒法：反応タンク前段に無酸素タンク、後段に好気タンクを設置し、後段の硝化液を前段に循環させる方法 高度処理オキシデーションディッチ法：従来型オキシデーションディッチ法にASRT制御を取り入れ、生物学的に脱窒を行う方法

補助対象

No.		質問	回答
補助対象	16	「堆肥を肥料業者に販売するために必要な経費」の対象を具体的に教えてください。	【畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業の場合】 肥料業者と長期の供給協定等を締結し、堆肥の高品質化、ペレット化に必要な機械導入を行う場合に限り、事業実施年度中に導入後の機械から生産され、事業実施年度に肥料業者向けの高品質堆肥を生産し、肥料業者へ販売した堆肥を対象に、15千円/ t を支援します。 【畜産・土づくり施設等導入支援事業の場合】 肥料業者と長期の供給協定等を締結し、施設等整備を行う場合に限り、事業実施年度中に導入後の機械、整備後の施設から生産され、事業実施年度に肥料業者向けの高品質堆肥を生産し、肥料業者へ提供した堆肥を対象に、15千円/ t を支援します。
補助対象	17	取組主体と肥料業者の長期利用供給協定等とはどのようなものですか。また長期とはどのくらいの期間ですか。	取組主体と肥料業者間で堆肥の売買取引を一定期間継続することを明確化したものです。 長期とは少なくとも肥料登録の有効期間と同等以上となる3年以上を想定しています。
補助対象	18	堆肥を活用した飼料により生産された畜産物のブランド化や異なる畜種間の連携による飼料生産の際の化学肥料の使用量低減の取組は、補助対象となりますか。また、どのような費用が補助対象となりますか。	事業実施主体の取組として、事業実施計画書の実施内容「協議会の開催」において、畜産物のブランド化や異なる畜種間の連携による飼料生産の際の化学肥料の使用量低減の取組を計画した場合、補助対象となります。なお、補助対象経費は事業実施要領別表2（第1関係）の費目、細目に限ります。 支援対象としては、以下を想定しております。 （1）関係者との打ち合わせに必要な会場借料、印刷製本費（会議資料）、旅費（商談会等）、通信運搬費（資料等送付、連絡調整等）、消耗品費（商談会の商品サンプル提供等）等 （2）PRに必要となる印刷製本費（リーフレット）、普及啓発費（ホームページ作成のためのサーバー利用料、広告費）等 （3）飼料や畜産物の分析（役務費）等
補助対象	19	污水处理後、河川等への排水を行わない場合は、支援の対象になりますか。	本事業は、家畜排せつ物に由来する汚水を、水質汚濁防止法に定める一般排水基準以下に処理した上で排水する取組を支援するものであって、排水しない場合は、事業目的に合致しないため支援の対象になりません。
補助対象	20	畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業において、肥料の試作や栽培実証は支援対象になりますか。	肥料の試作や栽培実証については、国内肥料資源活用総合支援事業において支援対象としておりますので、本事業では支援の対象としません。
補助対象	21	畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業において、液肥配布ステーションの設置のためのタンクの購入費は支援の対象になりますか。	液肥を地域内で広く利用してもらうため、例えばホームセンターや道の駅などに液肥を配布するためのタンク購入費用や、液肥配布ステーションに液肥を配達するために必要な大型タンク（タンクのみ）の導入等が支援の対象になります。50万円以上の場合は、機械装置等導入費、50万円未満の場合備品費で計上してください。
補助対象	22	畜産環境関連施設等導入支援事業において、消臭剤を散布する装置や、固液分離機など、機械装置単体での導入は支援の対象になりますか。	畜産環境関連施設等導入支援事業は、施設の整備又は補改修を支援の対象としており、施設に附帯する機械装置のみの導入を支援の対象としていません。また、施設整備と併せて導入する場合であっても、臭気を悪臭防止法第4場の規制基準以下に処理し得る能力を有することが要件となっておりますので、成果目標を達成し得る能力があるかどうかについて、十分な検討が必要です。

補改修

No.		質問	回答
補改修	1	老朽化した施設や機械を単に更新する場合も対象になりますか。	家畜排せつ物は、廃棄物処理法により、畜産農家が自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、ペンキの塗り直しや屋根材の穴を塞ぐなど、老朽化した施設等の機能を原状回復するための修繕のみ、単なる既存設備の同種・同能力のものを再整備する更新のみは、補助対象にはなりません。 本事業における施設の補改修に当たっては、事業の趣旨を踏まえ、以下の内容である必要があります。 （１）堆肥・液肥の高品質化、ペレット化等に資するものであること （例：堆肥の高品質化のため堆肥舎の屋根を透光性の高い素材に葺き替える改修、ペレット製造設備を据え付けるため施設床面や基礎等の補強、自動攪拌機の機能向上と合わせた建屋の補改修 等） （２）悪臭防止、汚水処理について、高度な畜産環境対策に資するものであること（例：悪臭防止のため堆肥舎等の密閉性を向上する改修 等）
補改修	2	補改修後の施設等の耐用年数に定めはありますか。	施設の補改修に当たっては、原則として、交付対象となる施設等の整備後の耐用年数が５年以上であること、かつ、内部設備の法定耐用年数以上であることとしています。 なお、施設の補改修後の耐用年数期間内に供用できなくなった場合には、自己負担による追加の補改修等により取組を継続させる必要があります。
補改修	3	施設の老朽度合い等を調査し、施設の利用管理を継続して行う上で必要となる補改修の内容が分かる評価書等を事業計画書に添付することとされていますが、評価書とは具体的にどのようなものですか。また、老朽度度合い等の調査は必ず実施する必要がありますか。	老朽度等の調査は、施設整備当初の建設事業者が実施する場合や、建築士等の専門家が調査・判定すること等を想定しており、提出される報告書が評価書に当たります。 既存施設の補改修を行う場合は、老朽度等を調査し、整備後に５年以上継続して施設を利用する上で、どのような補改修が必要であるかを明確にした上で事業に取組んでください。
補改修	4	対象物件が国の補助事業で整備されたものであり、かつ、耐用年数が残っている場合、本事業で補改修することができますか。	補助事業によっては整備した施設が制約を受ける場合がありますので、当該事業の担当部局（地方農政局等）に相談してください。
補改修	5	一般排水基準を達成していますが、機能低下している施設を本来の機能に戻すための補改修は対象になりますか。	（水質汚濁防止法の）一般排水基準を達成しているが、既存施設の機能回復（いわゆる更新）を目的とする施設等の整備は対象外となります。

地域からの理解

No.		質問	回答
地域 理解	1	協議会への地域住民の参加は必須ですか。	地域住民が協議会の構成員として参画することは必須ではありませんが、悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から、整備する施設等は、風向きや施設の配置には十分配慮し、地域住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を有する必要があります。
地域 理解	2	悪臭や水質汚濁等について、地域住民との地域協定は必須ですか。	地域協定の締結は必須ではありませんが、周辺住民等に対する事業説明が適切に実施されていないなど、事業が円滑に実施されることが見込まれない場合には、申請が採択されないことがあります。

クロピラリド検査体制の構築

No.		質問	回答
クロ ピラ リド	1	研修を受講したいのですが、研修先を紹介していただけますか。	補助の対象となるクロピラリドを検査する機器としては、LC-MS/MSを想定しています。その場合、機器の操作に関してはメーカーが研修を用意している場合が多いようですので、メーカーにご相談ください。そのための研修費用、研修にかかる交通費と宿泊費は補助対象（定額）です。 また、クロピラリド分析法の研修については、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）にご協力いただき実施する予定です。研修費用は不要で、月に2～3名程度を受け入れることを検討しています。なお、こちらも研修にかかる交通費と宿泊費は補助対象（定額）です。
クロ ピラ リド	2	すでに検査機器を保有しています。クロピラリド検査法のみ研修をうけたいのですが、可能でしょうか。	可能です。
クロ ピラ リド	3	検査費用の支援に関し、検査を委託する際は、送料も補助対象ですか。	補助対象となります。検査費用に含めていただいて問題ありません。
クロ ピラ リド	4	検査費用の支援に関し、農家1件あたりの検査回数に上限はありますか。	飼料の変更等により、堆肥中のクロピラリド濃度が変化する可能性があり、同一の農家が複数回検査を希望する場合もあり得と考えています。そのため、回数上限は設けていません。
クロ ピラ リド	5	検査費用の支援に関し、耕種農家も対象ですか。	耕種農家が協議会構成員であれば検査費用は支援対象になります。 (構成員以外の検査費用は、支援の対象外です)
クロ ピラ リド	6	検査機器を導入する際に設置費は補助対象ですか。	対象となります。
クロ ピラ リド	7	検査機器を導入する際に保守経費は補助対象ですか。	対象外です。
クロ ピラ リド	8	検査機器を導入して検査を実施する際に、検査1件あたりの料金に上限はありますか。	上限は設けていませんが、検査の普及を目的として国が補助をするという趣旨を踏まえ、受検希望者が気軽に検査を受けられるよう、なるべく安価な料金を設定いただくことが望ましいと考えています。
クロ ピラ リド	9	検査機器を導入する際の実験室整備に関連する費用は補助対象ですか。	対象とはなりません。補助対象となるのは検査機器そのものにかかる費用のみです。
クロ ピラ リド	10	導入した検査機器で、協議会メンバー以外の堆肥のクロピラリド濃度を分析してよいでしょうか。	問題ありません。可能な限り検査件数を増やし、検査機器を最大限活用することが検査費用の低減に不可欠であり、協議会メンバーにとっても有益と考えられます。
クロ ピラ リド	11	本事業で導入した検査機器で、クロピラリド以外も分析してよいでしょうか。	堆肥中のクロピラリドを検査するという本来の補助目的以外で主に利用していると認められた場合は、補助金返還の対象となり得ます。処分制限期間内に補助目的外に使用することが明らかな場合は、財産処分申請書を提出してください。 事業計画を審査する際に導入費用、検査料、検査スケジュールなどを確認させていただくとともに、成果報告でも検査実績などを確認します。

クロピラリド検査体制の構築

No.		質問	回答
クロ ピラ リド	12	専門家への相談費用に関する支援に関し、訴訟費用も対象になりますか。	専門家への相談費用は初動対応のみが対象であり、訴訟に関する費用は対象外です。
クロ ピラ リド	13	専門家への相談費用に関する支援に関し、耕種農家も補助対象になりますか。	耕種農家が協議会構成員であれば相談費用は支援対象になります。 (構成員以外の相談費用は、支援の対象外です)
クロ ピラ リド	14	専門家への相談費用に関する支援に関し、実際にこの費用が必要になるかは予想できません。どのように事業実施計画を作成すればよいのでしょうか。	相談費用に関する支援に関しては、当該費用単独で事業実施計画を作成することは考えにくく、想定しておりません。計画段階では見込みで他の支援と一括して申請いただき、結果として相談を行う必要がなかった場合は、相談がなく実績ゼロと成果報告でご報告いただければ問題ありません。
クロ ピラ リド	15	成果目標はどのようなものとすればよいのでしょうか。	必ずしも堆肥の販売量の増加を目指す必要はありません。検査を普及するための支援ですので、検査数の根拠が明確であれば、年間検査数〇件といったもので問題ありません。

リース導入

No.		質問	回答
リー ス	1	どのような施設や機械がリースの対象になりますか。	畜産環境対策総合支援事業で補助対象としている施設及び機械は、全てリースの対象になりますが、当該施設や機械をリースするリース事業者については、事業実施主体又は取組主体において、選定することになります。
リー ス	2	貸付終了後の所有権はどうなりますか。	貸付終了後の所有権は、移転する契約としてください。
リー ス	3	畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業において、設置工事が必要な機械をリース導入する場合は（ペレットマシンの導入や攪拌機の設置等）、運搬や設置工事費は補助の対象になりますか。	設置工事が必要となる機械をリース導入する場合、機械本体価格の1/2が支援の対象となり、それ以外の運搬費や設置工事費等は支援の対象になりません。
リー ス	4	リース事業者に支払う、利息や保険料は支援の対象になりますか。	リース事業者に支払う、物件本体の支払い以外の利息や保険料等は、支援の対象になりません。

マッチングチームの構築

No.		質問	回答
マッチング	1	マッチングチームの構築とは、具体的にはどのような活動を行うことが求められますか。また、どのような活動が支援の対象になりますか。	これまでのマッチング活動といえば、堆肥供給者リストをホームページ等に掲載し、その後は供給者・需要者の双方が自主的に連絡を行うことになるため、このままでは取引が成立しにくいということが課題です。 このため、都道府県内に堆肥等のマッチングを仲介する受付窓口を設置し、耕種農家からの申し込みがあった場合、堆肥供給リストの中から希望条件に合う供給者を紹介し、条件に合わない場合は、都道府県内の広域に対象区域を広げて再度マッチングを行うなど、マッチング成立に向けたきめ細やかな対応を関係者で行い、都道府県内における堆肥の需給バランスのミスマッチをカバーし、これまで堆肥を利用したくてもできなかった耕種農家と畜産農家を結びつける活動を行うマッチングチームの取組を主に支援することを想定しています。都道府県内でマッチングが成立しない場合は、近県のマッチングチームと連携することも重要です。 なお、マッチングを行うためには、基本情報として都道府県内の堆肥の生産や流通状況を把握する必要がありますので、必要となる各種調査やとりまとめ、マッチングを行うウェブサイトの立ち上げ、堆肥供給の意向があった畜産農家の堆肥の成分分析や耕種農家の土壌分析の実施、堆肥等散布機のシェアリングをチームが行う取組等を支援の対象とします。
マッチング	2	マッチングチームの構成員は、どのようなメンバーが必要ですか。	マッチングチームは、都道府県内の堆肥等のマッチング活動を円滑に行うため、堆肥等供給者のみならず、肥料製造事業者や、肥料利用者等の関係する事業者全てと連携できる者が参加した協議会としてください。構成員については、都道府県の実情をふまえた構成としてください。
マッチング	2	都道府県内に2つ以上のマッチングチームを設置した場合、それぞれのチームを支援対象にできますか。	マッチングチームの設置は、都道府県内全域を範囲とすることを原則としていますので、都道府県に1つのチームを設置してください。1つのチームでは都道府県内のマッチングが円滑に実施できない場合や、分けて活動を行う必要がある場合等は、支援対象となることも考えられますので、農林水産省に相談してください。
マッチング	3	マッチングチームの設置、運営とは、具体的にどのような取組が支援の対象になりますか。	マッチングをマッチングチームの設置、運営に必要な経費とは、例えばマッチングの受付窓口となる事務局の設置や、検討会の開催、マッチングサイトの新設、周知のための資料作成等を支援の対象にすることができます。これに限らず、補助対象経費の細目等に定める範囲内で、取組に必要な経費を計上してください。
マッチング	4	環境対策等の調査とは、具体的にどのような取組が支援の対象になりますか。	環境対策等の調査とは、堆肥等のマッチングの基本情報として、都道府県内の堆肥の生産や流通状況を把握するために必要となる各種調査やとりまとめを行う費用や、堆肥や液肥等の生産や散布に伴い悪臭に対する苦情が発生し対策を求められる場合、臭気マップ作成のための臭気測定器やGPSの導入、臭気測定や対策等を臭気判定士等に依頼（委託）する際の費用等を支援の対象にすることができます。 これに限らず、補助対象経費の細目等に定める範囲内で、地域で必要となる環境に関する各種調査についても、支援の対象にすることを想定しています。
マッチング	5	堆肥や液肥の散布に必要な専用機械の導入は、共同利用でなくても導入できますか。	堆肥や液肥の専用散布機の導入は共同利用に限定します。理由は、シェアリングでの堆肥散布機の導入を要望するご意見があったことを踏まえた結果であること、また、共同利用によって個人の費用負担軽減と機械稼働率の向上が図られるというメリットがあるためです。なお、個人所有を希望する場合は、畜産クラスター事業や、国内肥料資源活用総合支援事業の活用を検討してください。

堆肥センターの衛生対策

No.		質問	回答
衛生対策	1	堆肥センターの衛生対策のみ整備する場合は、支援の対象となりますか。	衛生対策設備のみ整備した場合でも、堆肥の高品質化等による販売量の増加が成果目標となるため、達成が見込める具体的な計画を作成する必要があります。
衛生対策	2	堆肥センターの衛生対策に必要なマニュアルとは、具体的にどのようなものですか。	複数の畜産農家が利用する堆肥センターでは、利用農家で家畜伝染病が発生した場合に備える必要があります。 具体的には、飼養衛生管理基準に準じた取組、豚流行性下痢（PED）防疫マニュアルに準じた交差汚染防止等の取組、堆肥が汚染物品になることを想定した埋却地や焼却先確保対策、受入時に密閉型堆肥化装置で病原体が不活化する一次処理の実施などが考えられます。 マニュアルである必要はありませんが、どのような対策をとるかは都道府県と協議の上で決定し、適切に取り組んでください。
衛生対策	3	トラックスケールや車両消毒装置のみの更新は、支援の対象となりますか。	単なる既存設備の同種・同能力のものを再整備する更新のみは対象外です。 但し、堆肥又は液肥の生産量に占める販売量の割合の10ポイント以上の増加、堆肥又は液肥の生産量に占める肥料業者への販売量の割合の10ポイント以上の増加のいずれかの目標を達成するため、堆肥化処理施設等の整備又は補改修に伴い、既存施設又は設備の撤去又は原状回復を行うことができます。この場合も成果目標達成のために必要な最小限の範囲に限ります。
衛生対策	4	堆肥センターの衛生対策のみ整備する場合、「堆肥を肥料業者に販売するために必要な経費」の支援対象となりますか。	衛生対策のみの整備を行う場合は、堆肥の高品質化の直接的な取組に該当しませんので、「堆肥を肥料業者に販売するために必要な経費」の支援の対象となりません。

費用対効果

No.		質問	回答
費用対効果	1	地域生活環境改善効果のうち衛生水準向上効果は、事業実施前に消臭剤を散布していない場合でも算定できますか。	事業実施前に消臭剤を散布していない場合、本効果は算定できません。
費用対効果	2	地域生活環境改善効果のうち衛生水準向上効果は、事業実施前に消臭剤を散布し、事業実施後も引き続き消臭剤を散布する場合でも算定できますか。	衛生水準向上効果は、事業実施後に衛生水準が向上し、消臭剤散布が不用となる場合に効果算定するものです。事業実施後も消臭剤散布を行う場合は、本効果の算定はできません。
費用対効果	3	衛生水準向上効果のうち、薬剤散布単価はどのようにして求めればよいですか。	薬剤散布単価は、事業実施前の1年間に使用した消臭剤の購入金額と、事業実施前の家畜排せつ物の量から求めてください。 $\text{薬剤散布単価（円/ t）} = \text{消臭剤購入金額（円/年）} \div \text{家畜排せつ物量（t/年）}$
費用対効果	4	地域生活環境改善効果のうち水質改善効果は、事業実施前に汚水処理及び河川等への排水を行っておらず、汚水処理施設を新設する場合も算定できますか。	汚水処理施設を新設する場合も本効果は算定できますが、事業実施前の処理水質については、水質汚濁防止法において、畜産業に関して設けられている暫定排水基準値としてください。
費用対効果	5	温室効果ガス削減効果は、どのような場合に算定できますか。	温室効果ガス削減効果は、例えば家畜排せつ物の処理を貯留や堆積から好気性強制発酵に変更する等、家畜排せつ物の管理方法の変更により温室効果ガスの排出削減が見込まれる場合にのみ計上してください。
費用対効果	6	その他効果は、どのような効果を算定することができますか。	その他効果は、他の効果と重複が無いものだけに限り算定できることとしています。 例えば、臭気対策施設の整備前に、地域の自治会等に協力金等を支払っていたものが、施設整備によって不用となった場合などは、費用削減効果として算定できます。

その他

No.		質問	回答
その他	1	採点基準における加算項目として、「みどりの食料システム法」に規定する計画の認定による加算を受けるためには、協議会構成員の全農業従事者が、同計画の認定を受けていなければならないですか。	取組主体が、「みどりの食料システム法」に規定する環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けている場合、加算されます。
その他	2	自給飼料生産に堆肥を利用する内容で環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている畜産農家が、認定された計画内容と異なる、堆肥を販売する目的で畜産環境対策総合支援事業を活用することは可能ですか。	畜産環境対策総合支援事業のうち、畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業又は畜産・土づくり施設等導入支援事業の事業実施計画書の取組内容と、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた取組内容が異なる場合、先ずはみどりの食料システム法に基づく認定を行った都道府県にご相談ください。
その他	3	消費・安全対策交付金を活用して農場の分割管理を実施することを計画していますが、過去に畜産環境対策総合支援事業で整備又は補改修した施設や、導入した機械について、処分制限期間内にその一部を改修又は廃棄せざるを得ない場合、どのように対応すればよいですか。	事業実施主体は、要領別添2「補助対象事業事務及び対象事業費の取扱い」の規定に基づき、一部を改修する場合には模様替え等の届出を、廃棄せざるを得ない場合には財産処分承認申請を、都道府県知事に提出してください。